

居宅介護支援重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に理解していただきたい内容を、説明致します。分からないこと、分かりにくい事があれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約に際して、ご注意くださいを説明するものです。

1. 事業所名 群馬県知事指定居宅介護支援事業所 月夜野病院総合介護センター
介護保険事業所番号 1072700063

2. 代表者名 医療法人パテラ会 理事長 櫻井明

3. 所在地 〒379-1308 群馬県利根郡みなかみ町真庭 377-5
TEL：0278-20-2021 FAX：0278-20-2034 E-mail：tukikaigo@moon-hp.or.jp

4. 事業の目的

当事業所は、介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に公正中立の立場で適正な居宅介護支援を提供すると共に、利用者本位、利用者の立場を尊重して、事業活動を遂行します。

5. 職員職種 職種 介護支援専門員 職員数 6.5名

6. 職務内容 ①相談援助活動、利用者に対する便宜の提供
②居宅サービス計画の作成
③サービス事業者への連絡調整
④介護保険施設への紹介

7. 営業日 月曜日～金曜日 但し、祝日及び12月29日～1月3日を除く
営業時間 8：30～17：30
営業日以外でも電話による電話による対応は24時間対応可能です。

8. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと内容

- ①相談受付（訪問・来所）
- ②契約（重要事項説明、契約書説明）（訪問・来所）
- ③居宅サービス計画作成依頼届を所轄の市町村への提出
- ④利用者の状態把握、課題分析（アセスメント）
- ⑤地域のサービス情報の提供と利用者・家族によるサービスの選択
- ⑥居宅サービス計画の原案作成
- ⑦利用者・家族への居宅サービス計画の原案説明と同意
- ⑧サービス提供事業者との連絡調整
- ⑨サービス担当者会議開催
- ⑩サービス事業者によるサービスの提供
- ⑪実施状況の把握（モニタリングの実施）
- ⑫評価（居宅サービス計画の見直し）

9. 料金

①居宅支援費等料金表参照

- ②次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合は次の額を徴収します。
- ・ 通常の実施地域を越えた地点から片道 1 km 毎に 50 円徴収させていただきます。

10. 通常の事業の実施地域

みなかみ町・昭和村・川場村・沼田市（利根町を除く）・高山村とします。
他の地域でも要相談にて対応します。

11. 秘密の保持

業務上知り得た利用者又は、その家族の個人情報等に関しては他に漏れる事が無いように慎重に取り扱います。

12. 事故発生時対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援サービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、関係市町村等への必要な措置を講じます。又、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は誠意をもって対応させていただきます。

13. 苦情処理の体制

苦情に対しましては、関連機関と連絡をとり速やかに対処致します。

①相談・苦情窓口

月夜野病院総合介護センター TEL 0278-20-2021

月夜野病院総合介護センター管理者 後藤 和盛

月夜野病院本部長 市場 康行

医療法人パテラ会理事長 櫻井 明

受付時間 月曜日から金曜日（午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分）

②行政機関の苦情受付機関（各市町村介護保険係り）

みなかみ町 TEL 0278-62-2111 昭和村 TEL 0278-24-5111

川場村 TEL 0278-52-2111 沼田市 TEL 0278-23-2111

高山村 TEL 0279-63-2111

③群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険推進係）

群馬県前橋市元総社町 335-8

TEL 027-290-2323（苦情専用）FAX 027-255-5077

14. 事業所の選定にあたり

介護支援専門員は利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能である事や当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能であり、求めに応じ対応説明させていただきます。

15. 主治医への居宅サービス計画書交付について

利用者が、医療サービスの利用を希望している場合は主治医等に意見を求め、当該居宅サービス計画を作成させていただきます。尚、主治医へ意見を求めた場合は、主治医に当該居宅サービス計画書を医師等に交付させていただきます。

16. 感染症及び非常災害における業務継続計画について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画を策定し体制を整え居宅介護支援を実施します。

17. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること等）を講じます。

18. 身体的拘束の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を説明し同意を得てから実施し記録いたします。

居宅介護支援契約締結にあたり重要事項説明書・料金表の説明をしました。

令和 年 月 日

説明者 月夜野病院総合介護センター 介護支援専門員 印

居宅介護支援契約締結にあたり重要事項説明書・料金表の説明を受けました。

利用者 印（代筆者名） （続柄 ） 印